

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和元年 10 月 21 日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 10 月 25 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 9 月 18 日)

事業名 競技会場の維持管理業務

案件名 有明体操競技場施設維持管理に関する業務委託契約

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、組織委員会が所有する有明体操競技場（以下「本施設」という。）および同敷地を総合的に管理し、施設・設備の安定的な運転、衛生的環境の確保、警備業務等を担うことにより、施設の円滑な運営を図ることを目的とするもの。 ・ 本施設の維持管理期間中において、オリ競技のみならず、テストイベントおよび本大会のパラ競技が開催されることから、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。 <p style="color: red;">(令和 2 年 9 月 2 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織委員会は、本施設の施設所有者として本施設の維持・管理を担う。 ・ 本施設の施工は組織委員会が行ったため会場仕様や構造等を把握していること、竣工からテストイベント期間を経て本大会およびその後の撤去期間まで一貫通貫で本施設を管理することで、設備の法定点検業務はじめ施設・設備の品質維持に資する業務を計画的に実施することが可能となる。 ・ 以上より、組織委員会が一括執行する合理性が認められる。 	

<p>経費の内容等が必要内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の運用期間において、設備監視、巡回点検、常駐警備、清掃、環境衛生管理、各種定期点検および保守等の業務を通じ、本施設の円滑な運営を担保することは、必要不可欠な業務であるものと認められる。 (令和2年9月2日 契約変更に伴う追記) なお、今回の契約変更は、延期に伴い原契約の業務内容の実施時期を2021年度に変更したり、2020年度に不足する業務を追加する必要があることから、現時点で手続きを進める必要がある。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、仕様書の策定過程において、施設の維持管理に必要な業務の内容や実施回数等を精査する等、効率性に配慮している。 (令和2年9月2日 契約変更に伴う追記) 原契約内容も見直し、業務の履行時期を見直し、実施回数を精査した。また、業務を追加にあたっては、設備維持のために最低限必要となる法定点検等の実施に止める等、効率性に配慮した。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の発注に際しては複数事業者からの参考見積を取得しており、それらをもとに予定価格を算定している。 (令和2年9月2日 契約変更に伴う追記) 業務内容は、2021年度に実施が必要な業務を追加だけでなく、原契約の業務内容も併せて見直しを行い、必要最小限度の業務を実施することとしている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なるものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の実施にあたり、本施設を競技会場として使用し、かつ施設・設備の品質等を維持する目的で行う施設維持管理業務は必要不可欠なものであり、本委託は公費負担の対象として適切といえる。 現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委員会負担とする。 	

	<p>(令和2年3月2日確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・大会経費の都の枠内であることを確認した。引き続き、全体経費の縮減に努める。 <p>(令和2年9月2日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none">・延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	
--	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。